
* * * * *
* * * * *
* 令和 5 年第 1 回鹿沼市議会定例会議案説明書 *
* * * * *
* * * * *

令和 5 年 第 1 回 鹿 沼 市 議 会 定 例 会 議 案 説 明 書

◎ 議案第 3 2 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）について

歳入については、国県支出金及び市債の増減額を計上し、歳出については、予防接種費、校舎等施設整備事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を 421,147,000 円の増とし、予算総額を 42,161,147,000 円とするものである。

なお、地方債の補正については、第 2 表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号 省略

(2) 予算を定めること。

第 3 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 3 3 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 0 号）について

歳入については、国庫支出金及び市債の増額を計上し、歳出については、校舎等施設整備事業費及び予備費の増額を計上したもので、この補正額を 286,487,000 円の増とし、予算総額を 47,310,984,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 3 2 号と同じ。

◎ 議案第 3 4 号 鹿沼市印鑑条例の一部改正について

スマートフォンを活用することにより、印鑑登録証明書のコンビニ交付を可能にするためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略